

# 加賀沿岸流域下水道 中期経営目標

(実施期間 令和8年度～令和12年度)

令和8年3月 策定

## 1 施設の設置目的

加賀沿岸流域下水道（小松市（一部）、白山市（旧美川町の一部）、能美市（一部））の地域の生活環境の改善と河川並びに加賀沿岸海域等の公共用水域の水質保全を目的としています。

## 2 施設の果たすべき役割

全体計画時において、処理面積 3,285 ha、処理人口 72,560 人、汚水量 38,900 m<sup>3</sup>/日最大の汚水処理を行い、公共用水域の水質を保全します。

## 3 事業内容

### (1) 汚水・汚泥の適切な処理

加賀沿岸流域下水道の運転操作・監視、水質分析、汚泥性状分析などを行い、下水道法に基づく適切な処理を行っています。

### (2) 汚水・汚泥の処理機能の確保

汚水・汚泥の処理機能を確保するため、加賀沿岸流域下水道の施設、設備及び備品の維持管理・修繕及び保守点検を実施しています。

## 4 現状と課題

### (1) 管理運営体制について

- ・加賀沿岸流域下水道では、指定管理者制度を平成18年度から導入しています。
- ・平成29年度までは、非公募にて(公財)石川県下水道公社を指定管理者として管理を行ってきましたが、施設をさらに効率的・効果的に管理するため、平成30年度からは指定管理者を民間から公募しています。
- ・施設の運転監視、水質分析、汚泥性状分析、薬剤等の調達、維持管理・修繕及び保守点検などは指定管理者が行っており、当中期経営目標の実施期間である令和8年度から12年度までは、「柿本商会・石垣メンテナンスグループ」を指定管理者として指定しています。
- ・指定管理者は、下水道施設の管理に必要な専門知識を活かし、施設の適切な管理に努めていきます。
- ・県では、指定管理者が行う維持管理などについて、定期的に報告を受け、履行状況を確認し、指導監督を行う等、適切な管理・運営に努めていきます。
- ・県は、指定管理者と調整し、老朽化した施設の更新・大規模修繕などの取り組みを

強化します。

## (2) 施設運営の効率化について

- ・ 県と指定管理者が災害時等においても、迅速に連携ができるよう共同で訓練を実施するなど、業務継続計画を策定し、万全な体制としていきます。
- ・ 県は、定期的に現地にて履行確認し、指定管理者が行う施設の維持管理に対して、助言・指導を行い、効率的な運営に努めていきます。
- ・ 指定管理者からの施設に対する要望などを踏まえ、県は老朽化した施設の更新、大規模修繕を行い、運転管理コストの削減を図ります。

## 5 中期経営目標

### (1) 中期経営目標

放流水質を達成します。  
1 m<sup>3</sup>あたりの汚水処理に要する電気量を削減します。  
普及啓発者数の増加に努めます。

### (2) 測定指標と目標値

測定指標	基準値 (R4～6平均)	中間目標値 (R10)	最終目標値 (R12)
① 放流水質達成率 <sup>※1</sup>	100%	100%	100%
② 1 m <sup>3</sup> あたりの汚水処理に要する電気量 <sup>※2</sup>	0.353 kWh/m <sup>3</sup>	0.351 kWh/m <sup>3</sup>	0.350 kWh/m <sup>3</sup>
③ 普及啓発者数 <sup>※3</sup>	420人	420人	460人

※1 放流水質に対し、県が要求する水準以上である各社の管理目標の達成率

※2 汚泥処理等に要する電気量も含む（浄化センター全体）

※3 施設見学者、出前講座の受講者等（いしかわ環境フェア等のイベント参加者は除く）

## 6 指定管理者が設定した目標達成に向けた具体的な取組内容

- ・ 流入水量及び流入水質の季節変動等に適切に対応します。
- ・ 施設特性を把握し、管理ポイントを踏まえた運転管理を実施します。
- ・ 施設見学や出前講座、Webの活用等により、普及啓発者数の増加に努めます。

参考資料

(1) 利用指標(利用人数、稼働率などの状況)

(単位:m<sup>3</sup>/年度)

項目	R4	R5	R6
年間流入水量	9,051,018	9,348,513	9,776,016

(単位:kWh/m<sup>3</sup>)

項目	R4	R5	R6
汚水処理原単位	0.380	0.340	0.340

(単位:人/年度)

項目	R4	R5	R6
普及啓発者数	445	355	485